

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2020
8月号

No.166

SMS(ショートメッセージサービス)の架空請求に注意!

「スマホにSMSで『ご利用料金の確認がとれていません。
本日中に〇〇-△△△△-××□□お客様サポート迄ご連絡ください。』
というメールが届いた。」といった相談が増えています。



消費者庁イラスト集より

不審だと思いながらも電話すると、有料サイト名を挙げて、未納料金の支払いとしてコンビニで電子マネーを買って番号を伝えるように促されます。身に覚えがないと言っても、「一旦支払っても、調査の上間違いであれば返金する」などと言われ、とにかく支払うように仕向けるようです。

これは振込詐欺の一種、架空請求詐欺の典型的な事例です。連絡先として、大手電話会社の関連会社や大手通販サイトなどを名乗っていますが、実在する企業とは一切関係ありません。

実際に被害にあった方もいます。絶対に連絡しないようにしてください。

心配な場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。番号が分からなければ188番に電話していただくと最寄りの消費生活センターにつながります。

災害時の宿泊施設の解約トラブル

事例)

6万円の旅館を宿泊予約し、クレジットカードで決済した。台風の接近に伴い、電車が運休することになったため、行くことができないと思い、宿泊の2日前に解約の連絡をしたところ、50%のキャンセル料を請求すると言われた。交通機関が止まるため行くことができないのにキャンセル料がかかるのは納得できない。(70歳代 男性)

助言)

・旅行や宿泊施設のキャンセルについては、原則として旅行会社や宿泊施設の規約に従うことになります。しかし、台風や地震などの災害時は、事業者が特別な対応を行っている場合もあります。まずは事業者にお問い合わせみましょう。

・予約する前にキャンセル料等、規約をよく読み、納得した上で申し込みましょう。不明な点があれば事業者を確認しましょう。

・困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。



消費者庁イラスト集より

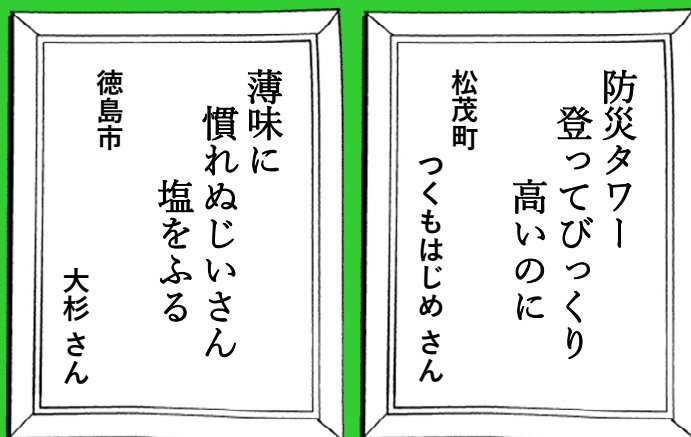
【国民生活センターより】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



未然に防止！ベランダや窓から子どもが転落する事故

事例)
自宅2階のベランダに置いてあったベビーカーに乗り、柵を乗り越えてしまい屋外の芝生に転落した。（当事者 1歳）

- 助言)
- ・ベランダや窓から子どもが転落する事故が相次いでおり、死亡するケースもみられます。
 - ・ベランダや窓際には、子どもの足掛かりとなるものを置かないようにするとともに、施錠するようにしましょう。
 - ・子どもの手が届かない位置に補助錠をつけるなど、子どもの成長に応じて、日頃から転落を未然に防止しましょう。
 - ・保護者は、普段の生活の中でもなるべく子どもから目を離さないように注意し、特に部屋の中に小さな子どもだけにならないようにしましょう。



消費者庁イラスト集より

【国民生活センターより】

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である

①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや3密（密集、密接、密閉）を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。

このような状況における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・感染症予防のため、換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や暑い時間帯は無理をしない

2 適宜マスクをはずしましょう

- ・屋外で人との十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負担のかかる作業や運動を避け、適宜マスクをはずして休憩

3 こまめに水分補給しましょう

- ・のどが乾く前に水分補給（1日あたり1.2Lを目安）
- ・大量に汗をかいた時は塩分を忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で



まだまだ暑い日が続きます！気を付けましょう！

【環境省・厚生労働省より】

「消費者大学校・大学院Web講座」受講生募集中！

毎年開講している消費者大学校・大学院について、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の観点から、対面による講義に替え、広く県民に安心して講座を受講いただけるようWeb講座として開講します。

お申込みをいただいた受講生のお手持ちのパソコンやスマートフォン等で、好きな時間（配信期間中に限る）に講義動画を見て学習することができます。ぜひ、お申込みください！

1 受講条件

県内に在住する方で、パソコン、スマートフォン等、配信される動画を受信できる環境を有する方。
受講者本人での視聴とし、第三者への視聴先URL・パスワードの提供及び講座動画や講義資料の無断の複製、転用等は禁止。

2 講義数

大学校11講義、大学院3コース計18講義

3 受講料

無料（通信費は自己負担）

4 募集期間

令和2年9月7日（月）から同年9月30日（水）まで
（募集期間を過ぎても申し込みを受付します）

5 申込先

特定非営利活動法人徳島県消費者協会
〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）5F
電話番号 088-625-8285 ファクシミリ 088-625-8312
E-mail nposhouhi@eagle.ocn.ne.jp



※詳細は別紙「募集案内」を御覧ください。

「不審電話撃退装置」無償で貸出中！

新型コロナウイルス感染症緊急対策として実施される「特別定額給付金」を狙った給付金詐欺をはじめ、振り込め詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向け、徳島県、徳島県警察、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が連携し、不審電話撃退装置の無償貸出事業を実施しています。

貸出を希望される方は、管轄の警察署まで申し込みをしてください。

※貸出対象者

- 1. 高齢者（65歳以上）のみで居住している方
- 2. 日中、高齢者のみとなる世帯の方
- 3. 詐欺被害防止のため本装置設置の必要性が高いと認められる方



●申込先 各署の電話番号一覧表			
徳島中央警察署	088-624-0110	阿南警察署	0884-22-0110
徳島名西警察署	088-632-0110	牟岐警察署	0884-72-0110
徳島板野警察署	088-698-0110	阿波吉野川警察署	0883-25-6110
鳴門警察署	088-685-0110	美馬警察署	0883-52-0110
小松島警察署	0885-32-0110	三好警察署	0883-72-0110
不審電話撃退装置に関する問合せ 徳島県警察本部(088-622-3101)生活安全企画課			

くらしのコラム

「これ食べな」禁止なの
～語尾をよく聞いて判断～

ある女性の話ではあるが、最近の話ではない。その女性が彼氏の家に呼ばれたのである。彼の母がニコニコして「これ食べな」と果物を載せた盆を彼女の前へ置いた。阿波の人には何でもない風景だ。

県外生まれ県外育ちの彼女は「食べな」が「食べるな」との禁止に聞こえたのである。全般的な雰囲気、歓迎されているのが分かるのだが、食べさせないものを客の前に出すだけでも不可思議なことである。

これに比べれば、比較的知られているのが「結構です」がある。「問題がない、良い」などのこともあるが、逆の「必要ない、遠慮したい」の断り台詞にもなる。やんわり断ったつもりが承諾と解釈されて困ることも。

言葉は、雰囲気や動作、表情など多様な伝達の一つでしかない。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

